

令和 7 年度介護サービスの基盤整備について
《第 9 期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備》

1 進め方

安曇野市では、高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画を策定し、中長期的に整備が必要となる介護保険サービスの基盤整備に関して、サービス種別、整備数及び整備時期について定めています。

市内において介護保険法の規定により、計画に定めた整備を行う場合はサービスの指定申請前に、候補事業者の公募を行い、選考および決定を安曇野市が実施する必要があります。

介護保険事業計画期間中における介護サービス基盤の整備を円滑に進めるため、安曇野市介護保険条例第 14 条に定められた「所掌事務」（安曇野市介護保険等運営協議会）に基づき、以下のとおり選定を進めます。

(1) ア 公募方式（会長より指名された委員 6 名による選定部会における審査）

【対象：第 9 期計画に定めた介護の基盤整備】

事業計画において定められた介護保険事業所等（施設）の整備計画（計画書 P64・概要版 P 6 参照）について、質の高いサービスの提供及び業者選定の公平性、透明性の観点から公募により「候補事業者」を選定部会において選定します。

イ 公募予定（市ホームページ情報掲載）

介護老人福祉施設（広域型）

サービス名	整備 区分	整備 地域	公募年度および床数			公募予定時期 (開設時期)
			6 年度	7 年度	8 年度	
介護老人福祉施設 (床数)	増床	市内	6	0	0	6 年 5 月～6 月 (令和 7 年 4 月)
特定施設入居者生活 介護【混合型】(床数)	新設	市内	0	16	0	令和 7 年度 (令和 8 年 4 月)

(公募担当課：高齢者介護課)

ウ 事業者の公募条件等について

第 9 期介護保険事業計画における事業者の公募条件（応募資格、応募・選考の流れ等）公募要領に定めます。

エ 候補事業者の選定及び指定について

選定された「施設サービス候補事業者」について、選定された後、指定権者へ事業指定申請手続きを選定事業者が行い、指定権者が基準等を確認し指定処分を進めます。

オ 選考、選定方法について

安曇野市介護保険規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 95 号）第 34 条※に規定する「介護保険関連サービス候補事業者選定部会」が実施します。

◇一次審査（書類審査による評価）

◇二次審査（プレゼンテーション）

※安曇野市介護保険規則（抜粋）【参考資料 3 参照】

2 介護保険関連サービス候補事業者選定部会（委員 6 名）の指名について

令和 7 年度は 5 月中旬から公募を行い、応募の状況にもよりますが、7 月～9 月頃を目途に選定部会の開催を予定しております。

実施する公募事業者の選考および選定部会の委員は、以下の指針に基づき介護保険等運営協議会において、会長より指名し委員をお願いします。

ア 安曇野市介護保険規則第 36 条第 2 項に規定する介護保険関連サービス候補事業者選定部会の安曇野市介護保険等運営協議会会長が指名する委員の選考の指針

下記の中より 6 名を指名する。

- (1) 公募により選考された市民 【1 名】（実際にサービスを受ける者の代表者）
- (2) 学識経験を有する者 【1 名】（安曇野市の地域福祉に精通している者）
- (3) 保健・医療又は福祉関係者 【2 名】
（高齢者の保健・医療又は福祉に精通している者および社会福祉に学識経験を有する者）
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者 【2 名】（介護サービス事業提供者）